

こうよう保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供開始にあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人浩養会
事業者の所在地	岐阜県多治見市京町6丁目13番地の2
事業者の連絡先	(電話番号) 0572-26-8636
代表者氏名	理事長 牛込 進

2. 事業所の概要

種別	保育所						
名称	こうよう保育園						
所在地	岐阜県多治見市京町6丁目13番地の2						
連絡先	(電話番号) 0572-26-7650 (FAX番号) 0572-26-7635						
施設長氏名	長島 徳子						
開設年月日	平成31年4月1日 (小規模保育所A型 平成28年4月1日開設)						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	9人	10人	12人	13人	13人	13人	70人
保育園の目的	保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する0～5歳児の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。						
基本理念・方針	<p>基本理念：「愛と奉仕」</p> <p>子どもの豊かな未来を育むために、園児ひとりひとりをしっかり見つめた保育を行い、子どもの成長を保護者の方と共に喜び分かち合う</p> <p>園運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき健全な心身の発達を図ることを目的とする ・子どもの最善の利益を考慮し専門的知識、技術および判断をもって保育を行う ・毎日の安定した生活の中でどの子どもも十分に愛され、心身共に調和のとれた健やかな子どもを育む 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・「自律」と「自立」を大切にしたモンテッソーリ教育の思想を取り入れ、子どもが自ら考えたり物事に主体的に関わったりできる環境を整える中で、一人一人の自己選択、自己決定を尊重する ・同年齢及び異年齢で一緒に過ごす友達を大切に、共に喜びを味わったり憧れを持ったり助け合ったりする様々な経験を通して思いやりの心を育む ・様々なものに触れ豊かな感性を育むと共に、仲間と「思い」を伝え合い認め合う対話を重ねながら自分達の生活を創り上げていく経験の中で、豊かな人間力を育む <p>園保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子 ・自ら考え表現する子 ・感性豊かで優しい子
--	--

3. 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育の全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

4. 職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤	職務の内容
施設長	1 人	1 人		園の業務の統括
副園長	1 人	1 人		園長を補佐し業務を円滑に回す
保育主任	2 人	2 人		保育業務の統括（幼児・未満児）
保育士	16 人	7 人	9 人	保育の提供、その計画の立案、実施記録と家庭連絡等の業務
支援員	1 人		1 人	保育士業務の補助
調理主任	1 人	1 人		調理業務の統括
栄養士（兼調理員）	1 人	1 人		給食献立の作成、食育の計画
調理員	3 人		3 人	給食調理業務
清掃員	1 人		1 人	園内の清掃業務
嘱託医	3 人	(内科・眼科・歯科)		園児の健康管理等

7. 入園、退園に関する事項

入園の対象となる園児	2・3号認定子ども（保育認定）
入園の内定	市町村の利用調整による
入園の決定	利用契約書の締結による
退園の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市町村が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

8. 提供する給食等の内容

平日 及び土曜日	昼食 当園の栄養士が作成する献立をもとに、園内の調理室にて調理し提供します。（離乳食は中期食から対応します）
	おやつ 未満児は午前と午後の2回、幼児は午後1回提供します。
アレルギー等の 対応	<p>アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、個別に面談し、できる限り対応します。（原則、医師の生活指導表の通りとする。）</p> <p>※コンタミネーションに関わる対応が必要な場合は、弁当の持参等をお願いする場合があります。</p>

9. 緊急時、非常災害時における対応方法

防火管理者	佐藤 清美
消防計画の届出	令和6年3月
避難訓練	合同訓練 年2回（9月及び3月に実施予定）・園内訓練 年10回
防災設備	非常灯、消火器、防災ブラインド、非常通報装置
避難場所	園庭 及び 浩養園・駐車場
緊急時の対応方法	<p>1 当園は、保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、囑託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。</p>

	<p>2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、保護者及び多治見市保育幼稚園課、東濃県事務所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>3 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録すると共に、事故発生の原因を解明し、再発防止のための策を講じます。</p> <p>4 園児に対する保育・教育の提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p>
緊急時の連絡手段	<p>(個人に関わること) 対象保護者への電話連絡</p> <p>(園全体に関わること) メール等にて一斉配信</p>

【管轄する消防署】

消防署名	多治見市 南消防署
所在地	多治見市三笠町 2 丁目 21 番地
電話番号	0572-22-9217

【管轄する警察署】

警察署名	多治見警察署
所在地	多治見市宝町 6 丁目 65 番地
電話番号	0572-22-0110

10. 虐待の防止のための措置

<p>1 当園は、園児の人権の擁護・虐待防止のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。</p> <p>2 当園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、多治見市保育幼稚園課・東濃県事務所等適切な機関に通告します。</p>

1 1. 相談・要望・苦情窓口

窓口・対応方法	<p>1 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。</p> <p>2 面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。</p> <p>3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。 (相談窓口：こうよう保育園 電話 0572-26-7650)</p>	
苦情受付担当者	副園長	佐藤 清美
相談・苦情解決責任者	施設長(園長)	長島 徳子
第三者委員	社会福祉法人浩養会 監事	水野隆夫 (0572-43-2276) 多治見市笠原町 2145 番地
	京町民生児童委員	若尾卓子 (0572-24-0339) 多治見市京町 6 丁目 92 番地 1

1 2. 嘱託医小児科医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いちほらこどもクリニック
医院長名	市原 邦彦
所在地	多治見市小田町 5 - 1 0
電話番号	0 5 7 2 - 2 4 - 3 4 1 1

(2) 眼科医

医療機関の名称	むらせクリニック
医院長名	村瀬 智子
所在地	多治見市三笠町 1 - 1 0
電話番号	0 5 7 2 - 2 2 - 8 4 9 9

(3) 歯科医

医療機関の名称	おとわ歯科クリニック
医院長名	村瀬 元康
所在地	多治見市音羽町4 - 9 3
電話番号	0 5 7 2 - 2 1 - 5 6 7 7

1 3. 健康管理

当園は、常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は年2回、眼科と歯科は年各1回実施し、その結果を記録します。

1 4. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類(2)	施設賠償責任保障 東京海上日動火災保険株式会社	
保険の内容	対人賠償	対物賠償
保険金額	1名1億円 ・ 1事故、1請求 3億円	1事故100万円

1 5. 個人情報の取り扱い

個人情報保護法に基づき、秘密事項及び個人情報を保護します。

当園の職員は、自らの社会的責任を認識し、将来にわたって園児又はその家族等の大切な個人情報を適正、安全に取り扱うため、役職員のすべてが順守すべき行動基準として個人情報保護方針を定め、その順守の徹底を図ります。

1 6. その他

この重要事項説明書の内容は、令和8年度のものであります。

在園する園児数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。